個票 24　外来種の除去〔森 4(1)②2-1〕

（２０１１年作成）

配慮の視点	外来生物への対策	配慮項目	侵略的外来生物の排除・抑制
配慮事項	侵略的外来生物の駆除		
配慮事例	モニタリングで確認された侵略的外来生物の駆除		

内容

●外来種の駆除

【解説】

強い繁殖力を持つ外来植物は、伐採や除草剤など一時的な対応では繁茂拡散を抑えることができないことから、工事施工中には、外来植物を駆除処分し、拡散を防止する必要があります。また、森林の造成を促進し、外来植物の生育可能な範囲を狭め侵入抑制を図ります。

【具体的な工法・配慮事項】

●特記仕様書

1.　特定外来生物の駆除について

（ア）　工事着手前に、区域内において次に示す特定外来生物が生育していないか踏査を行うこと。
特定外来生物の種類　　オオキンケイギク、オオハンゴウソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ

（イ）　前項の踏査または工事中において特定外来生物の生育が確認された場合は、淡路県民局が定める防除実施計画に基づいて個体を採取し、処分しなければならない。

（ウ）　採取・処分に従事する者は、名前・所属会社名を洲本農林水産振興事務所長に申請し、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する従事者証の発行を受け、これを携帯して駆除作業をおこなわなくてはならない。

●防除作業マニュアル

①工事の作業範囲を特定します。

②作業範囲の中に、特定外来生物の生息・生育の有無を確認します。

③確認できない場合でも、継続して見回りを行い、施工期間中の発見に努めます。

④特定外来生物の生育分布を把握し、刈り払い後の集積のための移動を少なくします。

⑤駆除作業は、地際から地上部を刈り払うか、または人力により根茎から引き抜きます。

⑥種子が飛散したり、採取したものが再度活着することがないように、丁寧に刈り払いを行います。

⑦集積のための移動距離を短くして、なるべくその場で、45 リットル程度のビニールのゴミ袋に袋詰めにします。

⑧現地から処分場までの運搬については、集積した袋を荷台に載せた上から、飛散防止用のシートを覆い被せてロープを掛けます。

⑨処分は、産業廃棄物の処分と同様に行います。

【事例】

【場所】
兵庫県　淡路地域
【環境配慮の内容と方法、工法】
・ ナルトサワギクが繁茂する治山事業施工地では、駆除、焼却処分することにより、植栽木を保育して森林造成を促進し、ナルトサワギクの拡散防止と侵入を阻止する取り組みを実施している。

参考資料	1	「防除作業マニュアル」兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所治山課